

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第1号
提出時期	令和5年6月（定例会・臨時会）		
案件名	専決処分について（専決第1号） 【令和4年度 埴町一般会計補正予算（第7号）】		
要 旨	<p>【提出理由】 地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和4年度埴町一般会計補正予算（第7号）を専決処分したため、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。</p> <p>【具体的な内容】 本予算は、税、交付金、国県支出金等の額の確定による歳入補正を行うとともに、歳出予算の不用額の整理及び減債基金積立金を増額、更には、新型コロナウイルスワクチン接種事業を予算化するとともに、繰越明許費として設定するものであります。 専決処分年月日は、令和5年3月30日であります。</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第2号
提出時期	令和5年6月（定例会・臨時会）		
案件名	専決処分について（専決第2号） 【埴町税条例の一部を改正する条例の制定について】		
要 旨	<p>【提出理由】</p> <p>地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律1号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年総務省令第36号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和5年総務省令第37号）が、令和5年3月31日に公布され、原則として令和5年4月1日から施行されることに伴う改正であることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分したため、同条第3項の規定により、これを議会に報告し承認を求めるものであります。</p> <p>【具体的な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、普通徴収の納税通知書に記載すべき納付額、特別徴収の方法により徴収する給与所得に係る所得割額及び均等割額、特別徴収の方法により徴収する公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税を含む旨を規定する改正が行われました。（第38条第3項、第41条、第44条、第47条の2）。 ・ 電気自動車等を取得した場合における現行の軽自動車税種別割の軽課措置等（グリーン化特例）について、適用期限が3年延長されました。（改正附則第16条）。 ・ 上記等の改正に伴い、条項及び文言を整理します。 ・ 専決処分年月日は、令和5年3月31日であります。 <p>【施行期日】</p> <p>原則として、令和5年4月1日から施行します。</p>		
担当課	町民課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第3号
提出時期	令和5年6月（定例会・臨時会）		
案件名	専決処分について（専決第3号） 【令和5年度 埴町一般会計補正予算（第1号）】		
要 旨	<p>【提出理由】 地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和5年度埴町一般会計補正予算（第1号）を専決処分したため、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。</p> <p>【具体的な内容】 本予算は、国の制度に基づく「低所得の子育て世帯生活支援特別給付金」を給付するための歳入歳出予算を増額するものであります。 国から、可能な限り5月からの支給開始を求められたことにより、専決処分したものです。 支給対象者は、①児童扶養手当受給者 ②児童扶養手当受給者以外の住民税均等割が非課税の子育て世帯 となっており、児童一人当たり一律5万円の給付となっております。 専決処分年月日は、令和5年5月1日であります。</p>		
担当課	総務課（健康福祉課）		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 29 号
提出時期	令和 5 年 6 月 (定例会) ・ 臨時会)		
案件名	埜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【提出理由】 令和 5 年度国民健康保険税を賦課するため、必要額から税を算定するに際し、按分率の改正が必要となることにより、条例の一部を改正するものであります。</p> <p>更に、令改正に伴い、課税限度額、及び軽減措置に係る軽減判定所得の基準額の改正、その他規定の整備が必要なために、改正するものであります。</p> <p>【具体的な内容】 国保税の算定基礎となる医療費給付分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、それぞれの所得割額の率、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を改正するものです。</p> <p>更に、後期高齢者支援金等課税限度額の改正、及び軽減判定所得の基準額の改正をするものです。</p> <p>【施行期日】 公布の日から施行します。</p>		
担当課	町民課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 30 号																								
提出時期	令和 5 年 6 月（定例会・臨時会）																										
案件名	財産の取得について																										
要 旨	<p>【提出理由】</p> <p>地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号、及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、財産の取得について議会の議決を求めるものであります。</p> <p>【具体的な内容】</p> <p>1. 財産の表示</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種 類</th> <th style="width: 70%;">物 品 名</th> <th style="width: 20%;">数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">新庁舎 議 場 備 品</td> <td>議場机（議長・事務局長） ※書見台／可倒式名札付</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>議員席机 ※可倒式名札付</td> <td>13 台</td> </tr> <tr> <td>発言台</td> <td>2 台</td> </tr> <tr> <td>発言台脇机</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>町執行部座席机（4 人掛） ※可倒式名札付</td> <td>4 台</td> </tr> <tr> <td>椅子（議長席）</td> <td>1 脚</td> </tr> <tr> <td>椅子（事務局長席・議員席・町執行部席・発言台脇机）</td> <td>31 脚</td> </tr> <tr> <td>椅子（町執行部側発言台）</td> <td>1 脚</td> </tr> <tr> <td>傍聴席椅子（固定席）</td> <td>28 席</td> </tr> <tr> <td>傍聴席椅子（移動席）</td> <td>6 席</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 取得の目的 役場新庁舎議場備品購入</p> <p>3. 取得価額 27, 060, 000 円</p> <p>4. 相手方 福島県白河市新白河二丁目 98 番地 株式会社コウシン 代表取締役 高木 信嘉</p>			種 類	物 品 名	数 量	新庁舎 議 場 備 品	議場机（議長・事務局長） ※書見台／可倒式名札付	一式	議員席机 ※可倒式名札付	13 台	発言台	2 台	発言台脇机	1 台	町執行部座席机（4 人掛） ※可倒式名札付	4 台	椅子（議長席）	1 脚	椅子（事務局長席・議員席・町執行部席・発言台脇机）	31 脚	椅子（町執行部側発言台）	1 脚	傍聴席椅子（固定席）	28 席	傍聴席椅子（移動席）	6 席
	種 類	物 品 名	数 量																								
新庁舎 議 場 備 品	議場机（議長・事務局長） ※書見台／可倒式名札付	一式																									
	議員席机 ※可倒式名札付	13 台																									
	発言台	2 台																									
	発言台脇机	1 台																									
	町執行部座席机（4 人掛） ※可倒式名札付	4 台																									
	椅子（議長席）	1 脚																									
	椅子（事務局長席・議員席・町執行部席・発言台脇机）	31 脚																									
	椅子（町執行部側発言台）	1 脚																									
	傍聴席椅子（固定席）	28 席																									
	傍聴席椅子（移動席）	6 席																									
担当課	まち整備課																										

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 31 号
提出時期	令和 5 年 6 月 (定例会 ・ 臨時会)		
案件名	字の区域の変更について		
要 旨	<p>【提出理由】 地籍調査に伴い「字の区域の変更」が生じた為、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>【具体的な内容】 地籍調査事業「湯岐 2 地区」において、 (1) 河川の中が、字界になっている場合に一方の字に区域を変更 (2) 字界になっている土地が、利用上一体として利用されていて境界が確認できない場合に、一方の字に区域を変更 (3) 飛地になっている土地を隣接する字に区域を変更</p> <p style="text-align: center;">以上のような、案件の場合に、字区域の変更をするため 議会の議決を求めるものであります。</p> <p>【施行期日】 国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定による成果の認証の日から施行するものとする。</p>		
担当課	まち整備課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 32 号
提出時期	令和 5 年 6 月 (定例会) ・ 臨時会)		
案件名	令和 5 年度 埴町一般会計補正予算 (第 2 号)		
要 旨	<p>【提出理由】 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 5 年度埴町一般会計補正予算 (第 2 号) を議会に提出し、議決を求めるものです。</p> <p>【具体的な内容】 本予算は、歳入で、国庫支出金・県支出金・繰入金・諸収入・町債を、歳出で、総務費・民生費・衛生費・農林水産業費・消防費・予備費を、補正するものです。 歳入歳出それぞれ 49, 492 千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ 6, 962, 562 千円とするものです。</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 33 号
提出時期	令和 5 年 6 月 (定例会) ・ 臨時会)		
案件名	令和 5 年度 埴町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)		
要 旨	<p>【提出理由】 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 5 年度埴町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) を議会に提出し、議決を求めるものです。</p> <p>【具体的な内容】 本予算は、歳入で国民健康保険税、県支出金、繰入金を、歳出で保険給付費、国民健康保険事業費納付金、予備費をそれぞれ補正するものです。 歳入歳出それぞれ 522 千円を減額し、歳入歳出予算総額を、歳入歳出それぞれ 931, 503 千円とするものです。</p>		
担当課	健康福祉課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・ 報告	番号	第1号		
提出時期	令和5年6月（ 定例会 ・臨時会）				
案件名	令和4年度 埜町繰越明許費繰越計算書について				
要 旨	<p>【提出理由】 地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和4年度埜町繰越明許費繰越計算書を議会へ報告するものです。</p> <p>【具体的な内容】 一般会計の出産・子育て応援交付金事業ほか7事業について、繰越限度額175,395千円のうち165,818千円を令和5年度に繰り越して執行するものです。</p> <p style="text-align: right;">（単位：円）</p>				
	款	項	事業名	金額 (限度額)	翌年度 繰越額
	2	1	沿道整備事業	500,000	
			日陰解消事業	8,068,000	
	4	1	出産・子育て応援 交付金事業	3,812,000	3,803,000
			新型コロナウイルスワク チン接種体制確保事業	11,112,000	11,112,000
			新型コロナウイルス ワクチン接種事業	10,586,000	10,586,000
	6	1	地籍調査事業	6,868,000	6,868,000
		2	道路維持事業	6,000,000	5,000,000
			道路新設改良事業	97,949,000	97,949,000
8	4	狭あい道路整備事業	6,500,000	6,500,000	
		雨水浸水被害軽減総合 事業	24,000,000	24,000,000	
合 計			175,395,000	165,818,000	
担当課	総務課				

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・ 報告	番号	第2号																														
提出時期	令和5年6月（ 定例会 ・臨時会）																																
案件名	令和4年度 埴町予算繰越計算書について																																
要 旨	<p>【提出理由】 地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、令和4年度から令和5年度へ、繰り越した事業について、令和4年度埴町予算繰越計算書により議会へ報告するものです。</p> <p>【具体的な内容】 埴町上水道事業会計においては、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越しとして、配水管移設工事を計上するものです。</p>																																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">款</th> <th style="width: 5%;">項</th> <th style="width: 25%;">事業名</th> <th style="width: 15%;">予 算 計上額</th> <th style="width: 15%;">支払義務 発 生 額</th> <th style="width: 15%;">翌年度 繰越額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>千円 71,532</td> <td>円 68,765,532</td> <td>円 6,600,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>71,532</td> <td>68,765,532</td> <td>6,600,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>配水管 移設工事</td> <td>6,600</td> <td>6,600,000</td> <td>6,600,000</td> </tr> </tbody> </table>			款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発 生 額	翌年度 繰越額	1			千円 71,532	円 68,765,532	円 6,600,000		1		71,532	68,765,532	6,600,000			配水管 移設工事	6,600	6,600,000	6,600,000						
	款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発 生 額	翌年度 繰越額																											
	1			千円 71,532	円 68,765,532	円 6,600,000																											
		1		71,532	68,765,532	6,600,000																											
			配水管 移設工事	6,600	6,600,000	6,600,000																											
	<p>埴町下水道事業会計においては、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越しとして、集落排水施設整備事業外1事業を計上するものです。</p>																																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">款</th> <th style="width: 5%;">項</th> <th style="width: 25%;">事業名</th> <th style="width: 15%;">予 算 計上額</th> <th style="width: 15%;">支払義務 発 生 額</th> <th style="width: 15%;">翌年度 繰越額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>千円 80,369</td> <td>円 75,519,000</td> <td>円 75,519,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>80,369</td> <td>75,519,000</td> <td>75,519,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>集落排水施設 整備事業</td> <td>61,940</td> <td>57,090,000</td> <td>57,090,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>終末処理場 施設管理事業</td> <td>18,429</td> <td>18,429,000</td> <td>18,429,000</td> </tr> </tbody> </table>			款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発 生 額	翌年度 繰越額	1			千円 80,369	円 75,519,000	円 75,519,000		1		80,369	75,519,000	75,519,000			集落排水施設 整備事業	61,940	57,090,000	57,090,000			終末処理場 施設管理事業	18,429	18,429,000	18,429,000
	款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発 生 額	翌年度 繰越額																											
	1			千円 80,369	円 75,519,000	円 75,519,000																											
	1		80,369	75,519,000	75,519,000																												
		集落排水施設 整備事業	61,940	57,090,000	57,090,000																												
		終末処理場 施設管理事業	18,429	18,429,000	18,429,000																												
担当課	生活環境課																																

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・ 報告	番号	第3号
提出時期	令和4年6月（ 定例会 ・臨時会）		
案件名	法人の経営状況について 【白河地方土地開発公社】		
要 旨	<p>【提出理由】 地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、白河地方土地開発公社の令和4年度経営状況を議会へ報告するものです。</p> <p>【具体的な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5事業年度事業計画 ・ 令和4事業年度事業報告 ・ 財務諸表 		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・ 報告	番号	第4号
提出時期	令和5年6月（ 定例会 ・臨時会）		
案件名	法人の経営状況について 【株式会社埴町振興公社】		
要 旨	<p>【提出理由】 地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、株式会社埴町振興公社の令和4年度経営状況を議会へ報告するものです。</p> <p>【具体的な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第26期決算報告書（令和4年4月1日～令和5年3月31日） ・ 第26期事業報告書（令和4年4月1日～令和5年3月31日） ・ 監査報告書 ・ 第27期事業計画 		
担当課	まち振興課		